

【追跡調査評価基準】

評価対象について	<p>アクションプランの取組の成果が、取組終了後の5年間において有効であったか、または効率化や経費削減につながったかなどを評価するとともに、取組終了時点において、課題や検討事項などがある場合は、取組終了後の5年間における解決（改善）に向けた取組が適切であったかを評価する。</p> <p>なお、取組終了時点において課題等が解消され、取り組むべき事項がない場合は、成果の有効性・効率化のみを評価すものとする。</p>
	<p>アクションプランの取組終了後に、その取組に関連して新たに生じた課題や検討事項については、必要に応じて新たなアクションプランとして取り組んでいくものとし、評価対象とはしない。</p>

評 価	内 容
A	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランの取組の成果は、取組終了後5年間において、有効または効率化につながるものである。 ・課題等の解決（改善）に向けた取組が適切である。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランの取組の成果は、取組終了後5年間において、有効または効率化につながるものではない。 ・課題等の解決（改善）に向けた取組が適切である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランの取組の成果は、取組終了後5年間において、有効または効率化につながるものである。 ・課題等の解決（改善）に向けた取組が適切ではない。
C	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランの取組の成果は、取組終了後5年間において、有効または効率化につながるものではない。 ・課題等の解決（改善）に向けた取組が適切ではない。

	事務事業名	担当課	アクションプランの年度											
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
			H23評価 H24方針	H24評価 H25方針	H25評価 H26方針	H26評価 H27方針	H27評価 H28方針	H28評価 H29方針	H29評価 H30方針	H30評価 R元方針	R元評価 R2方針	R2評価 R3方針	R3評価 R4方針	R4評価 R5方針
民間活用 の推進	指定管理者 制度の効率 的な運用	総務課	●	●	●	●	●	●	●	○				追跡調査

各年度のアクションプランに掲載されている内容

●：前年度の評価結果と当年度の取組内容（方針） ○：前年度の評価結果のみ（取組終了）

取組が終了したアクションプランについての追跡調査と評価

行革大綱の位置づけ	No.	事務事業名
4 民間活用の推進	R5調査	指定管理者制度の効率的な運用

取組期間	H24～R1
------	--------

取組時の課題・取組の概要	取組結果	委員評価・意見
<p>市では、平成18年4月から教育文化施設や旧広域連合の施設などを中心に、現在64施設について指定管理制度を活用しています。</p> <p>制度導入から、5年が経過した中で、公共サービスの質の向上と行政コストの節減についてを十分検証し、今後も民間事業者が実施することが、より効果的な場合は順次進めていきます。</p>	<p>指定管理者制度におけるモニタリング・評価に関する指針を策定し、現在指定管理者制度を適用している施設のうち、公募によるものを中心に23施設を選定し、管理運営の状況を把握するためのモニタリングを実施し調査結果の検証を進めました。</p> <p>指定管理制度を有効に活用できる施設であるか否かを検証した結果、地域の集会所については、指定管理施設としては不適切と判断し、処分期間が過ぎた段階で普通財産に切替えを行っていく方針としました。</p> <p>平成29年度は、指定管理者が独自に行っていた利用者アンケートとは別に、市がアンケートを実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート実施施設の見直しを行いました。 ・より多くの意見が出るように、配布方法の変更を担当課へ依頼しました。 ・アンケート調査の内容を、施設に応じて変更できるようにしました。 ・届いた意見を、総務課、担当課、指定管理者で情報共有を行いました。 ・届いた意見に対する対応についても情報共有を行いました。 ・届いた意見とそれに対する対応を、市のウェブサイトで公表しました。 ・個々の施設について指定管理制度の導入が適正かどうかの検証を行い、指定管理施設の見直しを行いました。 	<p>最終年度総合評価「3.どちらとも言えない」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際にアンケートを実施し、グラフ化、文書化したことはよかった ・施設利用者の立場にたって運用を ・指定管理料についても見直しが必要では ・今後もモニタリングの継続を

担当課への調査

【調査事項】

- ①指定管理者制度の現状と課題
- ②アンケート調査の状況
- ③モニタリングの状況

【調査結果】（取組後の状況や新たな課題など）

- ①現在は52施設において指定管理者制度を導入しています。平成23年度以降、新たに指定管理者制度を導入した11施設では9施設が導入当初は公募による事業者選定を行いました。また、指定期間が満了した地域の集会所14施設について、普通財産に切り替えた後に財産処分を行いました。
一方で、施設の性格によっては管理・運営方法について様々な手法が考えられることから、指定管理制度を有効に活用できる施設であるのか適宜検討を行う必要があると考えます。
- ②現在も継続して35施設においてアンケート調査を実施しています。
アンケートによりいただいたご意見ご要望については総務課が取りまとめて随時担当課へ情報提供しています。担当課は指定管理者とアンケート結果を共有したうえで対応を協議し、業務改善やサービス向上に向けた取組を行っています。例として市民会館では、イベントの際に大ホールの女性用トイレが混雑するとの意見をを受けて調査を行い、男性用トイレのスペースを一部削減し、女性用トイレを増設しました。
- ③指定管理者から毎年度終了後に提出される「事業報告書」や「アンケート結果」などをもとに施設の利用状況や収支状況を把握し、業務の履行確認や指定管理者の財務処理能力、サービスの質的評価などについてモニタリングしています。

行政改革推進本部の評価

A 【評価の理由】

現状の把握と課題が十分整理されており、アクションプラン終了後も施設ごとの指定管理者制度の妥当性の確認、精査を行っている点を評価する。今後も指定管理者、利用者双方の多角的な視点から運営状況のモニタリングを行うにより、一層効率的な行政運営を目指してもらいたい。

【意見】

行政改革推進委員会の意見

指定管理施設で行われるイベントについて、近隣市町村と連携して周知、宣伝を図ってはどうか。

担当課

総務課